

長浜市保育士等修学支援金制度の手引き

(令和8年度版)

目次

1. 長浜市保育士等修学支援金制度の概要.....	1
2. 新規貸付希望者の申請手続きについて.....	4
3. 在学中（修学中）の手続きについて.....	6
4. 卒業時の手続きについて.....	8
5. 長浜市内の保育所等に勤務中の手続について.....	9
6. 修学資金貸付の停止について.....	10
7. 修学資金貸付の取消しについて.....	11
8. 修学資金の返還について.....	12
9. 修学資金の返還免除について.....	14
10. 修学資金の返還猶予について.....	15
11. 提出先及び連絡先.....	16

1. 長浜市保育士等修学支援金制度の概要

(1) 支援金制度について

この制度は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設（通信制によるものを除く。）に修学し、将来市内に居住して、市内の保育所等において保育士等として勤務する方に対し、保育士等修学資金を貸し付けることにより、その修学を支援し、市内における保育士の確保を図ることを目的としています。

なお、卒業後、速やかに市内に居住し、市内の保育所等に常勤の保育士等として雇用され、市外へ転居することなく継続して3年間勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

詳細については、本手引きの該当ページをご参照ください。

(2) 貸付対象

次のいずれにも該当する方が貸付対象となります。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①指定保育士養成施設において修学する方②指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住※¹し、保育所等※²において常勤の保育士等として雇用※³※⁴され、3年以上勤務する意思のある方③他の保育士等の養成を目的とする貸付を受けていない方 |
|--|

- ※1 原則として勤務開始時点（例：勤務開始年度の4月1日）で、長浜市内に住所を有している必要があります。
- ※2 「保育所等」とは、市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園をいい、公立・私立を問いません。**認可外保育施設は対象外です。**
- ※3 「保育士等」とは、保育士のほか、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師をいいます。
- ※4 「常勤の保育士等として雇用」とは、1週間当たりの勤務時間が30時間以上である保育士等として雇用されることをいいます。保育所等で事務職として雇用されることは含みません。

(3)貸付金額

貸付金額は、1年度につき100万円または授業料※として支払う金額のいずれか少ない額を上限とします。(通算最大200万円まで。)

※入学金、教育充実費、施設整備費、生活費等は含みません。

(4)貸付期間

貸付期間は、貸付決定された月から指定保育士養成施設を修了する月までとします。

【例】4年制大学の1年次に貸付決定を受けた場合 → 4年間

2年制大学の1年次に貸付決定を受けた場合 → 2年間

4年制大学の4年次、2年制大学の2年次に貸付決定を受けた場合 → 1年間

(5)貸付方法

貸付方法は後払い方式であり、1年分を年2回に分け、貸付を受ける本人の指定口座に振り込みます。

※令和8年度は、9月上旬ころ、11月下旬ころの2回に分けて振込を行う予定です。

(6)貸付利子

本貸付は無利子です。ただし、返還が開始されたのちに、定められた日までに返還されない場合は、当該返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を返還金と併せて納入していただきます。

※送金等にかかる費用もご負担いただきます。

※返還金の額及び算定された遅延利息の額により遅延利息が免除されることがあります。

(7)他の貸付制度との併給

滋賀県社会福祉協議会が実施する保育士修学資金貸付金など、他の保育士等の養成を目的とする貸付制度との併給はできません。

(8)連帯保証人

- ・申請時に、連帯保証人※¹を1名立てていただきます。
- ・連帯保証人は、成年で独立の生計を営む者※²としてください。申請人が未成年者であるときは、連帯保証人は法定代理人としてください。
- ・連帯保証人には、申請書への記入及び実印の押印のほか印鑑登録証明書をご提出いただきます。
- ・貸付終了後、連帯保証人には借用証書等の返還に係る書類への記入及び実印の押印をいただきます。

※1 連帯保証人は、貸付を受ける者に誓約を誠実に履行させるとともに、万一、貸付を受ける者が返還の債務を履行しない場合は、その債務を負担することが求められます。

※2 生計を一にする配偶者を連帯保証人とすることはできません。

(9)返還期間

返還期間は、返還事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とした期間内となります。

詳細は「8. 修学資金の返還について」をご参照ください。

(10)返還免除

指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに市内に居住し、保育所等に常勤の保育士等として雇用され、市外へ転居することなく継続して3年間勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除されます。

詳細は「9. 修学資金の返還免除について」をご参照ください。

2. 新規貸付希望者の申請手続きについて

(1) 申請から決定までの流れ

① 修学支援金の貸付申請

申請に必要な書類は、長浜市役所教育委員会事務局幼児課で配布しているほか、市ホームページからダウンロードできます。

申請書等に必要事項を記入し、添付書類と併せてご提出ください。

【提出期限】 令和 8 年 7 月 3 1 日（金） 必着

必要書類			部数
①	指定 様 式 あ り	長浜市保育士等修学資金貸付申請書（様式第 1 号）	1
②		推薦書（様式第 2 号）	1
③		誓約書（様式第 4 号）	1
④		長浜市保育士等修学資金貸付請求書（様式第 5 号）	2
⑤		同意書	1
⑥	本人の住民票の写し （発行後 3 か月以内のもの）		1
⑦	連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後 3 か月以内の原本）		1
⑧	令和 8 年度の所得課税証明書または非課税証明書 （本人および父母のもの。父母がいない場合は、生計中心者のもの。）		各 1
⑨	前期分の学費（授業料）を支払ったことがわかる書類		1

≪ 注意事項 ≫

【書類】

- ・ 提出書類は「消せるボールペン」で記入しないでください。
- ・ 養成施設等の長が作成する推薦書（様式第 2 号）は、必ず申請者が在籍する施設に依頼し、その証明を受けてください。
- ・ 申請内容の確認のため、その他の書類提出を求めることがあります。
- ・ 貸付決定後、連帯保証人の印鑑・住所・氏名等の変更があった場合は、必ず届け出てください。
- ・ 長浜市保育士等修学資金貸付請求書（様式第 5 号）には、日付と金額、月数を書かないでください。

- ・前期分の学費（授業料）を支払ったことがわかる書類は、領収書または通帳の該当ページの写しを提出してください。学費（授業料）以外が含まれている場合は、養成施設等のパンフレットなど、学費（授業料）の額がわかる書類を併せて提出してください。
- ・学費（授業料）の減免を受けている場合は、減免額がわかる書類を提出してください。

【印鑑】

- ・提出書類に押印する印鑑は、朱肉を要する印鑑を使用し、インク浸透型タイプのものは使用しないでください。
- ・申請者と連帯保証人が同じ苗字の場合は、同一の印鑑を使用しないでください。
- ・提出書類へ押印する印鑑はすべて同一のものを使用してください。
- ・提出書類の修正は、二重線で修正し、使用した印鑑を訂正印として押印してください。
- ・連帯保証人が押印する印鑑は、全ての書類において、印鑑登録している印鑑（実印）で押印してください。

②貸付審査・可否決定

貸付に必要な書類を審査し貸付の可否を決定します。

審査結果については、「長浜市保育士等修学資金貸付決定（却下）通知書」（様式第3号）により申請者に通知します。

申請時に提出いただいた書類は却下となった場合においても返還しません。

申請者多数の場合は、「長浜市保育士等修学資金貸付者の選考に関する基準要綱」（令和8年4月1日時点）により優先度の高い方から順に貸付の決定を行います。

審査には時間がかかりますので、予めご了承ください。

③支払い

書類審査後、「長浜市保育士等修学資金貸付請求書」（様式第5号）および学費（授業料）を支払いがわかる書類をもとにお支払いいたします。支払いは9月上旬と11月下旬の振込みを予定しております。

(2)申請書類提出先

申請書類は、郵送または窓口への持参によりご提出ください。

詳細は、「11. 提出先及び連絡先」をご参照ください。

3. 在学中(修学中)の手続きについて

(1)学費(授業料)の支払証明書類の提出

養成施設に学費を支払った後に、以下の書類を提出してください。

【前期分及び一括払い】 7月末日まで

【後期分】 10月末日まで

必要書類		部数
①	学費(授業料)の領収書 (口座振替の場合は、預金口座通帳の表紙と該当取引のページの コピー)	1
②	授業料の金額がわかる書類(大学のパンフレットなど)	1
③	授業料の減免を受けている場合は、減免額がわかる書類	1

(2)現況報告書の提出

毎年3月末までに依頼文を送付します。

必要様式を市ホームページからダウンロードして、毎年4月末日(末日が土・日・祝休日
の場合は翌開庁日)必着で長浜市教育委員会事務局幼児課にご提出ください。

必要書類			部数
①	あ 指定様式 り	長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第 7 号）	1
②		長浜市保育士等修学資金貸付請求書（様式第 5 号）	2

《注意事項》

- ・長浜市保育士等修学資金現況報告書(様式第7号)は、必ず借受人が在籍する養成施設に依頼し、その証明を受けてください。
- ・長浜市保育士等修学資金貸付請求書(様式第5号)には、日付と金額、月数を書かないでください。

(3)その他の届出・申請事項

以下の事由が生じた場合には、事由発生後、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へ連絡し必要書類をご提出ください。(必要に応じて、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。)

事由	提出書類	
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等 届出書（ 在学者用 ）（様式第6号（その1））	
②休学したとき		
③停学処分になったとき		
④留年したとき		
⑤復学したとき		
⑥退学したとき		
⑦修学支援金を必要としなくなったとき		
⑧連帯保証人について変更が生じたとき （氏名・住所・電話番号・勤務先等）	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等 届出書（ 連帯保証人用 ）（様式第6号（その3））	
⑨連帯保証人を変更するとき	(1)	長浜市保育士等修学資金連帯保証人 変更申請書（様式第9号）
	(2)	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明 書（発行後3か月以内の原本）

- ◆事由②、③が生じた場合には、修学資金の貸付を停止しますので、「6. 修学資金の停止について」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。
- ◆事由⑤が生じた場合には、修学資金の貸付を再開しますので、上記書類の提出等必要な手続きを行ってください。
- ◆事由⑥、⑦が生じた場合には、修学資金の貸付を取り消しますので、「7. 修学資金の取消しについて」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。
- ◆修学資金の貸付が取り消された後も引き続き指定保育士養成施設に在学している場合には、修学資金の返還の猶予を行える場合がありますので、「10. 修学資金の返還猶予について」をご参照いただきお問い合わせください。
- ◆事由⑨連帯保証人変更の申請後、「長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更決定（却下）通知書」（様式第10号）により変更の可否を通知します。

4. 卒業時の手続きについて

(1) 卒業時の報告

卒業年の3月末までに依頼文を送付します。

必要様式を市ホームページからダウンロードして、4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で長浜市教育委員会事務局幼児課にご提出ください。

必要書類			部数
①	あ 指 定 様 式	長浜市保育士等修学資金借受人卒業等報告書（様式第8号）	1
②		長浜市保育士等修学資金借用証書（様式第12号） ※収入印紙付き	1
③		長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書（様式第16号）	1
④	指定保育士養成施設の卒業証書（写し可）		1
⑤	保育士登録済通知書の写し		1

●市内の保育所等に勤務する方

長浜市内に居住し、長浜市内の保育所等に常勤の保育士等として就職し、長浜市外へ転居することなく3年間以上勤務すると、借り受けた修学資金の返還が全額免除となります。勤務中に必要な手続きについては、「5. 長浜市内の保育所等に勤務中の手続について」をご参照ください。

※ 長浜市保育士等修学資金借受人卒業報告書（様式第8号）は、必ず借受人が卒業月の翌月から雇用される保育所等に依頼し、その証明を受けてください。

●上記以外の方

借り受けた修学資金を返還していただきます。

詳細については「8. 修学資金の返還について」「9. 修学資金の返還免除について」をご参照いただき、必要な手続を行ってください。

5. 長浜市内の保育所等に勤務中の手続について

(1) 現況報告書の提出

毎年3月末までに依頼文を送付します。

必要様式を市ホームページからダウンロードして、毎年4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で長浜市教育委員会事務局幼児課にご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）	1

※ 長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）は、必ず借受人が雇用される保育所等に依頼し、その証明を受けてください。

(2) その他の届出・申請事項

以下の事由が生じた場合には、事由発生後、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へ連絡し必要書類をご提出ください。（必要に応じて、追加で書類のご提出をお願いする場合があります。）

事由	提出書類	
①氏名・住所・電話番号を変更したとき	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（ 就業者等用 ）（様式第6号（その2））	
②（産前産後・病気等）休暇・育児休暇、休職または復職、勤務時間及び日数等勤務形態の変更が生じたとき		
③長浜市内の保育所等へ転職したとき		
④長浜市内の保育所等を退職したとき		
⑤連帯保証人について変更が生じたとき（氏名・住所・電話番号・勤務先等）	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（ 連帯保証人用 ）（様式第6号（その3））	
⑥連帯保証人を変更するとき	(1)	長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更申請書（様式第9号）
	(2)	変更後の連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3か月以内の原本）

※②～④の事由については、保育所等の長の証明が必要となります。

◆条例で定める期間以上勤務する前に、長浜市外に転出した場合、または④の事由が生じた場合には、借り受けた修学資金は返還となりますので、「8. 修学資金の返還について」をご参照いただき必要な手続を行ってください。

◆⑥ 連帯保証人変更の申請後、「長浜市保育士等修学資金連帯保証人変更決定（却下）通知書」（様式第10号）により変更の可否を通知します。

6. 修学資金貸付の停止について

(1) 停止事由

次の事由に該当する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付を停止しますので、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へご連絡ください。

- ①休学したとき。
- ②停学処分を受けたとき。
- ③1か月以上継続して欠席したとき。
- ④正当な理由なく提出すべき必要書類を提出しないとき。

(2) 必要書類の提出

(1)の①・②の事由発生後、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課に書類をご提出ください。

必要書類			部数
①	指定様式あり	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書 (在学者用)(様式第6号(その1))	1

◆停学処分を受けたときは、停学期間が属する月について貸付を受ける権利を失います。

詳しくは「7. 修学資金貸付の取消しについて」をご参照ください。

◆長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書を提出いただいた後、長浜市保育士等修学資金貸付決定取消通知書(様式第11号)により通知します。

※復学した場合にも上記書類をご提出ください。貸付を再開する手続きを行います。

※必ず申請者が在籍する施設に依頼し、その証明を受けてください。

7. 修学資金貸付の取消しについて

(1)取消事由

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付を、その事由が生じた日の属する月の翌月分から取り消しますので、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へご連絡ください。

- ①死亡したとき。
- ②指定保育士養成施設を退学したとき。
- ③修学資金を必要としなくなったとき。
- ④心身の故障のため修学の見込みがないと認められるとき。
- ⑤学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
※貸付決定後、2回以上留年したときなど
- ⑥偽りその他不正な手段により修学資金の貸付を受けたとき。
- ⑦1か月以上継続して欠席したとき。

次の事由に該当する場合は、修学資金の貸付を、停学期間が属する月分について取り消しますので、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へご連絡ください。

- ⑧停学処分を受けたとき

【例】6月20日から7月10日まで停学処分を受けたときは、6月と7月の2か月の貸付額が減額されます。

(2)必要書類の提出

事由発生後、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へ書類をご提出ください。

事由	借り受けた修学資金	必要書類
①の事由	返還免除	「9. 修学資金の返還免除について」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。
②～⑥の事由	返還	「8. 修学資金の返還について」をご参照いただき必要な手続きを行ってください。
⑦・⑧の事由	借受継続	「7. 修学資金貸付の停止について」をご参照いただき、必要な手続きを行ってください。

8. 修学資金の返還について

(1) 返還対象

次の事由に該当する場合は、貸し付けた修学資金を返還していただきますので、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へご連絡ください。

- ① 7. (1) ②～⑥の事由により修学資金の貸付けが取り消されたとき。
- ② 指定保育士養成施設を卒業後、直ちに市内の保育所等に常勤の保育士等として勤務しなかったとき。
- ③ 指定保育士養成施設を卒業後、速やかに長浜市内に居住しなかったとき。
- ④ 市内の保育所等を継続して3年間勤務することなく退職したとき。
- ⑤ 市外へ転出したとき。

(2) 必要書類の提出

事由発生後、速やかに長浜市教育委員会事務局幼児課へ書類をご提出ください。

① 修学資金の貸付が取り消されたとき。(借り受けた方が死亡した場合を除く。)

必要書類		
①	あ 指 定	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項届出書（在学者用）（様式第6号（その1））
②	様	長浜市保育士等修学資金借用証書（様式第12号）※収入印紙付き
③	り 式	長浜市保育士等修学資金返還計画書（様式第13号）

「10. 修学資金の返還猶予について」をご参照いただき、返還猶予を希望する場合は必要な書類をあわせてご提出ください。

② 卒業後、長浜市内の保育所等に常勤の保育士等として就職していないとき。

または、③ 卒業後、速やかに長浜市内に居住しなかったとき。

必要書類		
①	指 定 様 式 あ り	長浜市保育士等修学資金借受人卒業等報告書（様式第8号）
②		長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）
③		長浜市保育士等修学資金借用証書（様式第12号）※収入印紙付き
④		長浜市保育士等修学資金返還計画書（様式第13号）

④就職後、継続して3年間勤務しなかったとき、⑤返還免除されるまでに市外へ転出したとき、⑥常勤の保育士等として勤務しなくなったとき。

必要書類		
①	あ 指定 様式	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（就業者等用）（様式第6号（その2））
②		長浜市保育士等修学資金返還計画書（様式第13号）

(3)返還方法

返還は月賦、半年賦又は一括払いのいずれかであり、納付書による支払いとなります。

(4)返還期間

当該事由の生じた日の属する月の翌月から起算して5年を限度とした期間内に貸し付けた修学資金を返還していただきます。

偽りその他不正な手段により修学資金の貸付を受けたことによって修学資金の貸付が取り消されたときは、それまでに貸し付けた修学資金を即座に返還していただきます。

(5)返還計画について

返還計画は借受人自身で計画していただきます。

返還計画で定められた日までに返還しなかったときは、残りの返還分について即座に返還していただくことがありますので、返還計画に従った返還をお願いします。

(6)遅延利息について

返還が開始されたのちに、定められた日までに返還されない場合は、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、遅延した日の時点の法定利率による遅延利息を納入していただきます。

遅延利息は条例の定めにより免除されることがあります。

返還金を納入後、長浜市教育委員会事務局幼児課から遅延利息の納付書を送付しますので、納付書記載の期日までに納入してください。

9. 修学資金の返還免除について

(1) 返還免除の対象及び必要書類の提出

次の事由に該当する場合は、修学資金の返還が全額免除となります。

- ① 指定保育士養成施設を卒業した後、速やかに長浜市内に居住し、かつ卒業後直ちに市内の保育所等において、引き続き3年間勤務したとき。

→ 3月末までに必要書類を送付します。

4月末日（末日が土・日・祝休日の場合は翌開庁日）必着で長浜市教育委員会事務局幼児課に次の書類をご提出ください。

必要書類		
①	指 定 様 式	長浜市保育士等修学資金現況報告書（様式第7号）
②	あ り	長浜市保育士等修学資金返還免除申請書（様式第18号）

- ② 常勤の保育士等として市内保育所等での勤務期間中にその職務に起因して死亡したとき。

必要書類		
①	指 定 様 式 あ り	長浜市保育士等修学資金返還免除申請書（様式第18号）
②	借受人の死亡を証明する書類を提出ください。 住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本など	

- ③ 貸付期間中に借受人が死亡したとき。

必要書類		
①	指 定 様 式	長浜市保育士等修学資金借受人異動事項等届出書（ 在学者用 ）（様式第6号（その1））
②	あ り	長浜市保育士等修学資金返還免除申請書（様式第18号）
③	借受人の死亡を証明する書類を提出ください。 住民票の写し、戸籍謄本、戸籍抄本など	

10. 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予の対象及び必要書類の提出

次の事由に該当する場合は、返還猶予の対象となりますので、長浜市教育委員会事務局幼児課へご連絡ください。

- ① 修学資金を必要としなくなったが、修学資金の貸付が取り消された後も、引き続き指定保育士養成施設に在学しているとき。

必要書類		
①	指 定 様 式 あ り	長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書（様式第 1 6 号）

- ② 災害、疾病等のやむを得ない事由により返還が困難になったとき。

必要書類		
①	指 定 様 式 あ り	長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書（様式第 1 6 号）
②	返還猶予事由に該当することを証明する書類を提出ください。 罹災証明書、医師の診断書など	

- ◆長浜市保育士等修学資金返還猶予申請書を提出いただいた後、返還猶予の可否を決定し、長浜市保育士等修学資金返還猶予決定（却下）通知書（様式第 1 7 号）により通知します。

11. 提出先及び連絡先

郵 送

〒526-8501

滋賀県長浜市八幡東町632番地

長浜市役所 幼児課 修学資金貸付担当 あて

窓 口

長浜市役所本庁 5階 幼児課 5番窓口

市役所開庁時間は、

毎週月曜日から金曜日（祝休日・年末年始を除く）9：00～16：45です。